

報告 3 号

長野市立学校設置条例の一部を改正する条例~~（案）~~要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	生徒数の減少のため、長野市立信更中学校を廃止することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	長野市立学校から長野市立信更中学校を除く（第 2 条関係）。
3 施 行 期 日	令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 法規審査委員会の決定 1 1 月 4 日 (2) 庁 議 の 決 定 1 1 月 1 8 日

長野市立学校設置条例の一部を改正する条例—(案)—

長野市立学校設置条例（昭和41年長野市条例第 101号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長野市立信更中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

長野市立学校設置条例 新旧対照表

改正後	改正前																								
○長野市立学校設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第101号 (名称及び位置) 第2条 長野市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長野市立城山小学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>長野市立七二会中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td></tr> <tr> <td>長野市立豊野中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>長野市立長野高等学校</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	長野市立城山小学校	略	長野市立七二会中学校	略	(削除)		長野市立豊野中学校	略	長野市立長野高等学校	略	○長野市立学校設置条例 昭和41年10月16日長野市条例第101号 (名称及び位置) 第2条 長野市立学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長野市立城山小学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>長野市立七二会中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>長野市立信更中学校</td><td>長野市信更町氷ノ田3273番地</td></tr> <tr> <td>長野市立豊野中学校</td><td>略</td></tr> <tr> <td>長野市立長野高等学校</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	長野市立城山小学校	略	長野市立七二会中学校	略	長野市立信更中学校	長野市信更町氷ノ田3273番地	長野市立豊野中学校	略	長野市立長野高等学校	略
名称	位置																								
長野市立城山小学校	略																								
長野市立七二会中学校	略																								
(削除)																									
長野市立豊野中学校	略																								
長野市立長野高等学校	略																								
名称	位置																								
長野市立城山小学校	略																								
長野市立七二会中学校	略																								
長野市立信更中学校	長野市信更町氷ノ田3273番地																								
長野市立豊野中学校	略																								
長野市立長野高等学校	略																								